令和6年

上尾市議会9月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5	1	号	令和 b	牛馬	上	尾巾	J — ;	股会	計	成。	人尿	出	决:	异 () 認	疋	(C	つ		
			いて…			••••	• • • •						•••			•••	•••		 別	₩
議案第5	2	号	令和 5	年度	走上	尾市	〕国,	民傾	康	保	険幣	身別	会	計点	支入	歳	出:	決		
			算の認	思定に	こつ	いて	·						•••			•••	•••		 別	₩
議案第5	3	号	令和 5	年度	走上	尾市	介	護保	以険	特別	引全	計	歳	入景	竞出	決	算	の		
			認定に	こつし	って		• • • •						•••			•••	•••		 別	₩
議案第5	4	号	令和5	年度	き上	尾市	〕後	期高	5齢	者[医猪	特	別:	会計	十歳	入	歳	出		
			決算σ	認定	ぎに	つい	って						•••			•••	•••		 別	₩
議案第5	5	号	令和 5	年度	走上	尾市	亦	道事	業	会	計決	:算	の	認定	ぎに	つ	<i>۱</i> ۷	て・	 別	₩
議案第5	6	号	令和 5	年度	走上	尾市	 公	共下	水	道-	事業	会	計	決算	1の	認	定	に		
			ついて	<u>.</u>									•••			•••	•••		 別	₩
議案第5	7	号	令和6	年度	走上	尾市	ī — ;	般会	計	補	正子	算	()	第 3	3 号)	•••		 別	₩
議案第5	8	号	令和6	年度	走上	尾市	介	護保	以険	特是	引会	計	補.	正う	算	(第	1		
			号) …				• • • •						•••			•••	•••		 別	₩
議案第5	9	号	上尾市	方特月	刂職	の職	員	で非	常	勤(のも	。 の	Ø :	報画	∦及	び	費	用		
			弁償に	- 関す	つる。	条例	() (D)	一	りを	改	正す	つる	条	列の	制	定	に	つ		
			いて…					• • • • •					•••			•••	•••			1
議案第6	0	号	上尾市	方特定	三教	育・	保	育施	設	及	び紫	宇定	地:	域型	以保	育	事	業		
			の運営	官に具	引す	る基	準	を定	きめ	るき	条何	ijの	<u></u>	部を	: 改	正	す	る		
			条例の	制定	三に	つい	って						•••			•••	•••			2
議案第6	1	号	上尾市	可国戶	是健.	康保	! 険	条例	j Ø	— ½	部を	: 改	正、	する	条	例	(T)	制		
			定につ	ついて	<u></u>								•••			•••	•••			4
議案第6	2	号	上尾市	7地垣	は包:	括支	援	セン	/ タ	<u> </u>	の鵈	线員	に	係る	基	準	及	び		
			当該聙	銭員の)員	数等	を	定め	つる	条位	列の) —	部	を改	正	す	る	条		
			例の制	川定に	こつ	いて	·						•••				•••			5
議案第6	3	号	上尾市	ī 農 業	美委.	員会	きの	委員	及	び丿	豊 地	也利	用:	最通	包化	推	進	委		
			員の定	三数を	定定	める	条	例の) —	部	を改	正	す	る第	:例	0)	制	定		
			につい	ヽて			• • • •						•••							7
議案第6	4	号	工事請	青 負	段約	の締	詩結	につ) V \	て・			•••				•••			8
議案第6	5	号	工事請	青負萝	以約	の絹	詩結	につ) V \	て・			•••			•••	•••			9
議案第6	6	号	工事請	青負季	以約	の締	詩結	につ) ()	て・			•••						 1	0

議案第6	7号	第6次上尾市総合計画基本構想の変更について1	1
議案第6	8 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について1	2
議案第6	9 号	市道路線の認定について1	3
議案第7	0 号	市道路線の認定について1	4
議案第7	1号	監査委員の選任について1	7
議案第7	2 号	教育委員会委員の任命について1	8

議案第59号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1の35の項を次のように改める。

3 5	国民健康保険運営協議会			
	会長	日額	7,	0 0 0 円
	委員	日額	6,	000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の35の項の 規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を任期 の始期とする特別職の職員(新条例第1条に規定する特別職の職員をいう。 以下同じ。)について適用し、施行日前の日を任期の終期とする特別職の 職員については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険運営協議会委員に対する報酬の支払を見直したいので、 この案を提出する。

議案第60号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年上尾市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園であるものに限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

内閣府令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設の運営に関する基準を当該内閣府令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第61号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例(昭和34年上尾市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注9」を「別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注1 1」に改める。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「又は虚偽の届出をした者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案 を提出する。

議案第62号

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等 を定める条例の一部を改正する条例

上尾市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例(平成26年上尾市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「上尾市地域包括支援センター運営等協議会(上尾市地域包括支援センター運営等協議会条例(平成17年上尾市条例第44号)に規定する上尾市地域包括支援センター運営等協議会をいう。次条において「協議会」という。)」を「協議会」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、上尾市地域包括支援センター運営等協議会 (上尾市地域包括支援センター運営等協議会条例 (平成17年上尾市条例 第44号)に規定する上尾市地域包括支援センター運営等協議会をいう。 以下「協議会」という。)が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、本市の地域包括支援センターの職員に係る 基準を当該厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この 案を提出する。

議案第63号

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例の一部を改正する条例

上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 (平成27年上尾市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「9人」を「8人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第3条の規定は、この条例の施行の日に在任する農地利用最適化推進委員の任期満了の日(以下「任期満了日」という。)の翌日以後に委嘱する農地利用最適化推進委員について適用し、任期満了日までに委嘱された農地利用最適化推進委員については、なお従前の例による。

提案理由

市内の農地面積が減少したことに伴い、農業委員会等に関する法律施行令第8条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の定数を見直したいので、この案を提出する。

議案第64号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 総合福祉センター大規模改造工事(電気設備工事)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 193,655,000円
- 4 契約の相手方 上尾市大字小敷谷53番地6

藤電設株式会社

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事(電気設備工事)に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第65号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 総合福祉センター大規模改造工事 (建築工事)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 541,200,000円
- 4 契約の相手方 上尾市緑丘三丁目4番25号

株式会社島村工業上尾支店

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事(建築工事)に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第66号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 契約の目的 総合福祉センター大規模改造工事(機械設備工事)
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 480,909,000円
- 4 契約の相手方 さいたま市北区東大成町2丁目376番地2 株式会社茂田工業所

提案理由

総合福祉センター大規模改造工事(機械設備工事)に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第67号

第6次上尾市総合計画基本構想の変更について

第6次上尾市総合計画基本構想を別冊のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

産業立地用地の創出に向けた土地利用の転換を実現するため、第6次上 尾市総合計画基本構想を変更したいので、上尾市議会の議決すべき事件に 関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

議案第68号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約 (平成19年指令市第2079号)の 一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者 医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291条の11の規定により、この案を提出する。

議案第69号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起	点	終	点	重な過	要経地
40559号線	上尾市大字828番地名	平方字雨沼 先	上尾市大字1444番	平方字東谷 地先		

提案理由

(仮称)平方雨沼公園の建設に伴い、新たに整備する中堀川側道を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第70号

市道路線の認定について

別紙路線認定調書のとおり路線を認定することについて、議決を求める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

路線認定調書

路線名	起点	終点	重な過
10786号線	上尾市大字小敷谷字儘上765番地先	上尾市大字小敷谷字儘上765番地先	
2 1 9 0 7 号線	上尾市壱丁目南13番地先	上尾市壱丁目南13番地先	
2 1 9 0 8 号線	上尾市向山一丁目18番地先	上尾市向山一丁目18番地先	
3 1 2 1 2 号線	上尾市大字上字丸野1170番地先	上尾市大字上字丸野1169番地先	
3 1 2 1 3 号線	上尾市大字上字大久保 1131番地先	上尾市大字上字大久保 1131番地先	
3 1 2 1 4 号線	上尾市大字上字大久保 1131番地先	上尾市大字上字大久保 1131番地先	
3 1 2 1 5 号線	上尾市大字上尾宿字向原2114番地先	上尾市大字上尾宿字向原2114番地先	
40556号線	上尾市大字大谷本郷字前原90番地先	上尾市大字大谷本郷字前原90番地先	
40557号線	上尾市大字上野字石井 戸154番地先	上尾市大字上野字石井	
40558号線	上尾市大字地頭方字東谷546番地先	上尾市大字地頭方字東谷546番地先	
5 1 1 7 2 号線	上尾市大字原市字六番 耕地1023番地先	上尾市大字原市字六番 耕地1023番地先	
5 1 1 7 3 号線	上尾市大字瓦葺字宿前 1380番地先	上尾市大字瓦葺字宿前 1378番地先	
5 1 1 7 4 号線	上尾市大字瓦葺字新堀付1707番地先	上尾市大字瓦葺字新堀付1707番地先	

[上尾市大字瓦葺字新堀	上尾市大字瓦葺字新堀	
5 1 1 7 5 号線	付1707番地先	付1707番地先	

議案第71号

監査委員の選任について

上尾市監査委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

00000000000

米 山 睦

00000000

提案理由

監査委員大山一夫氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるが、後任として米山睦氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出する。

議案第72号

教育委員会委員の任命について

上尾市教育委員会委員に下記の者を任命することについて、同意を求める。 令和6年8月29日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

00000000000

岩 鉃 由 美

00000000

提案理由

教育委員会委員大塚崇行氏の任期は、令和6年9月30日で満了となるが、後任として岩鉄由美氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出する。